

患者さまへ

令和7年12月から
「ベースアップ[®]評価料」の算定を
開始いたします。

産業全体で賃上げが進む中、医療機関での
人材確保や良質な医療の提供を目的とした
取り組みです。

- 医療機関で働く職員の賃上げを実施するため、
令和7年12月からベースアップ[®]評価料を
算定します。 (制度は令和6年6月から開始)

- これにより、令和7年12月以降、患者さまの
診療費のご負担が上がる場合があります。

- このベースアップ[®]評価料による診療費の上乗せ分は、
医療機関職員の賃上げに全て充てられます。

何卒ご理解ご協力のほどをお願い申し上げます
医療法人米田病院